

看護補助者処遇改善事業補助金・処遇改善報告書の作成手引き

1. 「令和6年2月から5月までの間における当該診療報酬を算定する病棟の1日平均入院患者数（B）」の算出方法について

- ・各診療報酬を算定する病棟毎に、令和6年2月1日から5月31日までの延べ入院患者数の実績（期間中の各日の当日末在院患者数＋退院患者数の合計）を、当該期間中の延べ日数（121日）で除して、小数点以下の端数を切り上げた数とする。
- ・なお、同じ診療報酬を算定する病棟を複数持つ医療機関においては、上記により算定した同じ診療報酬を算定する病棟の入院患者数をまとめて、賃金改善報告書の（B）欄に記載する。

2. 「令和6年2月から5月までの各月において各病棟で勤務する看護補助者の常勤換算数の平均値（D）」の算出方法について

- ・2月から5月までの各月において各診療報酬を算定する病棟に勤務する看護補助者の常勤換算数を算出し、4ヶ月分を合計したものを4で除して、小数点第2位以下の端数を四捨五入した数とする。

例) 当該病棟で勤務する常勤換算した看護補助者の人数が、
2月：5.25人、3月：5.375人、4月：6.5人、5月：6人の場合。
 $(5.25人 + 5.375人 + 6.5人 + 6人) \div 4 = \underline{5.8人}$

<常勤の看護補助者の人数の算出方法>

- ・常勤の看護補助者が、同じ病棟で1ヶ月勤務する場合には、当該病棟の看護補助者1人として計上する。

ただし、月途中での退職や採用、他の病棟への異動などにより、1ヶ月間のうちで勤務しない日が生じる場合には、当該月の勤務日数（又は勤務時間数）を、退職しなかったとした場合の月の勤務延日数（又は延時間数）で除して人数を算出する。

例) 1日8時間・月20日勤務予定の看護補助者が、月途中、5日間勤務後に退職した場合、当該病棟における人数として、以下のとおり算出する。
 $40時間(8時間 \times 5日) \div 160時間(8時間 \times 20日) = \underline{0.25人}$

- ・また、複数の病棟において勤務をしている看護補助者については、それぞれの病棟における勤務日数（時間数）に応じて、上記の計算により人数を算定する。

例) 1日8時間・月20日勤務する看護補助者が、a病棟で5日間勤務、b病棟で15日勤務した場合、以下のとおり算出する。
a病棟分： $40時間(8時間 \times 5日) \div 160時間(8時間 \times 20日) = \underline{0.25人}$
b病棟分： $120時間(8時間 \times 15日) \div 160時間(8時間 \times 20日) = \underline{0.75人}$

<非常勤の看護補助者の人数の算出方法>

- ・非常勤の看護補助者については、当該看護補助者の1ヶ月間の勤務時間を4で除して1週間の勤務時間を算出し、これを当該医療機関における常勤の看護補助者の週当たり勤務時間で除して、人数を算出する。

ただし、当該医療機関における常勤の看護補助者の週当たり勤務時間が32時間未満と定められている場合は、換算する分母は32時間とする。

例) 常勤の看護補助者の週当たり勤務時間が40時間である医療機関において、月54時間勤務する場合、当該病棟における人数として、以下のとおり算出する。

$$13.5 \text{ 時間 (54 時間} \div 4) \div 40 \text{ 時間} = \underline{0.3375 \text{ 人}}$$

- ・なお、非常勤の看護補助者が複数いる病棟について、非常勤の看護補助者全員の1ヶ月分の勤務時間を積み上げたものを4で除した上で、これを1週間の当該医療機関の常勤の看護補助者の通常の勤務時間で除して、人数を算出する。

例) 常勤の看護補助者の週当たり勤務時間が40時間である医療機関において、看護補助者Aが月54時間、看護補助者Bが月100時間、看護補助者Cが月75時間勤務した場合。

$$57.25 \text{ 時間 ((54+100+75) 時間} \div 4) \div 40 \text{ 時間} = \underline{1.43125 \text{ 人}}$$

3. 「補助対象期間（令和6年2月1日～5月31日）における各病棟で勤務する看護補助者の実際の処遇改善額（G）」の算出方法について

- ・各病棟に勤務する看護補助者に係る令和6年2月1日～5月31日までの4ヶ月分の賃金として実際に支払われた額のうち、賃金改善された額と当該賃金改善額に対する法定福利費に相当する額の合計額を計上する。（以下、計算例）

	賃金改善内容	2月～5月分の賃金改善額等の計算	金額
看護補助者A (常勤)	月額給与250,000円を <u>256,000</u> 円に引上げ	(賃金改善額6,000円+法定福利費 990円) × 4ヶ月	27,960円
看護補助者B (非常勤)	時給1,500円を時給 <u>1,540</u> 円に引上げ	(賃金改善額40円+法定福利費7円) × 280時間※4ヶ月分の延べ勤務時間	13,160円
合計			<u>41,120円</u>

- ・複数の病棟において勤務をしている看護補助者については、それぞれの病棟における勤務日数（時間数）を踏まえて按分するなどにより、それぞれの病棟分の賃金改善額等を計上すること。なお、按分する際の端数の処理は任意の方法でよいが、各病棟に計上した賃金改善額の合計が当該看護補助者に対する賃金改善額の実支払額を超えないように、適切に計上すること。

例) 法定福利費を含め月額6,990円の賃金改善のあった看護補助者が、2月～5月までの間、a病棟で20日間勤務、b病棟で60日勤務した場合、以下のとおり算出する。

$$a \text{ 病棟分: } 6,990 \text{ 円} \times 4 \text{ ヶ月} \times 20 \text{ 日} / 80 \text{ 日 (20 日} + 60 \text{ 日)} = \underline{6,990 \text{ 円}}$$

$$b \text{ 病棟分: } 6,990 \text{ 円} \times 4 \text{ ヶ月} \times 60 \text{ 日} / 80 \text{ 日 (20 日} + 60 \text{ 日)} = \underline{20,970 \text{ 円}}$$

